

**旭川市・ノボ ノルディスク ファーマ株式会社による
肥満症対策を通じた健康寿命延伸に向けた取組に関する連携協定**

旭川市（以下「甲」という。）とノボ ノルディスク ファーマ株式会社（以下「乙」という。）とは、旭川市内における肥満症対策を通じた健康寿命延伸に向けた取組を、相互に連携・協力して進めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に第2条に定める連携・協力を行うことを通じて、旭川市における肥満症対策の構築及び市民の健康寿命延伸を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条

1. 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。
 - （1）肥満症対策の構築に関すること
 - （2）健康・医療のデータを活用すること
 - （3）医療政策の動向や全国の先進事例等の情報を提供すること
 - （4）その他、目的を達成するために必要なこと
2. 前項の規定による連携・協力の実施時期、実施方法等、本協定に関する相互の情報提供については、甲乙間で協議して定めるものとする。
3. 甲及び乙は、本協定に基づく各取組が、乙の製品の販売促進、その他甲と乙との取引関係を獲得し、維持し、又はそれらの見返りとする目的で実施されるものではないことを確認する。
なお、乙による連携・協力については、乙の医療政策・渉外本部 パブリックアフェアーズ部 リージョナルガバメントアフェアーズグループによって実施されるものとする。

（定期協議）

第3条 甲及び乙は、協定に基づく連携・協力の在り方及び相互の役割の明確化その他前条第1項各号に定める事項を効果的に推進するため、本協定に基づき実施した取組及び最新の情報等について、定期的に協議を行うものとする。なお、当該協議に係る会議の日時、場所、具体的テーマ等については、甲乙間で協議して定めるものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、連携・協力事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密及び個人情報について、この協定の有効期間及び有効期間終了後を問わず、目的外に利用し、又は相手方の承諾なしに第三者に開示、その一切について他に漏洩してはならない。

（協定の有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から終了の申出がない場合は、更に1年間有効期間を延長するものとし、その後も同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第6条 甲又は乙が、本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙間で協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

（反社会的勢力の排除）

第7条

1. 甲及び乙は、自己又は自己の役員（取締役、監査役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が、次の各号のいずれにも該当しないこと、及び今後も次の各号のいずれにも該当せず、またいずれかに該当する行為を行わないことを表明・保証する。
- （1）暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等その他これらに準ずる者（以下あわせて「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと（但し、反社会的勢力でなくなってから5年が経過している場合は除く。）
- （2）反社会的勢力と密接な関係を有する（反社会的勢力との社会的に非難されるべき関係をいい、暴力団周辺者や共生者等であること、すなわち、反社会的勢力に協力し、又は反社会的勢力を利用する関係にあることを含むがこれらに限られない。）こと、又は有していたこと（但し、当該密接な関係が解消されてから5年が経過している場合は除く。）
- （3）反社会的勢力に協力若しくは関与していること、又は経営に反社会的勢力が関与していること
- （4）相手方当事者に対して、直接又は第三者を介して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
- （5）直接又は第三者を介して、相手方当事者についての風説を流布し又は相手方当事者に対して偽計若しくは威力を用いて、信用を毀損し又は業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為を行うこと
- （6）反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと
2. 甲及び乙は、前項に対する違反が判明した場合、又は違反が生じるおそれがある場合、直ちにその旨を相手方当事者に書面で報告するものとする。
3. 甲及び乙は、相手方当事者が前二項の規定に違反したときは、第6条の規定にかかわらず、何ら催告することなく、相手方当事者に対する書面通知をもって直ちに本協定を解除することができる。
4. 前項による解除権の行使は、解除当事者による相手方当事者への損害賠償の請求を妨げない。また、解除当事者は、解除権の行使により相手方当事者に生じた損害を賠償する責を負わない。（その他）
- 第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年4月21日

甲	北海道旭川市7条通9丁目 旭川市 市長 今津 寛介 
乙	東京都千代田区丸の内2-1-1 ノボルディスクファーマ株式会社 代表取締役社長 キャスパー・ブッカ・マイルヴァン 